



佐藤 博 議員

無所属クラブ

市庁舎建設に関連する 補正予算は適正なのか


問


市庁舎建設のため土地買収するため6月議会で議決された補正予算に対し住民監査請求【】が出されている点や、踏まえ庁舎建設などについて尋ねる。

 住民監査請求とは、市民が市長や市の職員等による違法又は不当な公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為等があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を請求する制度。
(地方自治法第242条)

(1) 住民監査請求が出されたという重大な現実をどのよつに認識し、責任をどのよつに受けとめているか。


(2) 議会に対しても、個人情報であるという理由から十分な内容を明かすことなく、議決を急いだ理由の説明を求めらる。

(3) 地方自治法237条2項【】の適用をしなければならぬような用地取得方法は妥当であるのか。

 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければこれを交換し出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し又は、適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは、貸し付けてはならない。

(4) 合併推進債【】は5年

間延長され33年までになり、8年あることを考えると条件が合わなければ、考え直すという考え方はなかったのか。


 合併新市基本計画に基づく事業のうち、旧市町村相互間の道路等の整備、電算システムの統合、庁舎等の整備などに充てることができる地方債。


**専門家・技術者に依頼し
県の基準に基づいている**

答 市長

(1) 地方公共団体の財政の適正を確保し、そしてまた住民全体の利益を確保することを目的、制度であると十分認識している。

監査請求については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、監査委員が監査を進めている。

8月23日には地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人の陳述も行われたので、監査結果【】に基づいて判断していく。

 25年7月26日、監査事務局に請求された住民監査請求は、25年9月13日に請求は却下されました。

私は法令を遵守して判断をしていく基本的な姿勢に変わりはない。

(2) 議会では、庁舎改築等特別委員会において土地購入問題、物件移転補償費問題については協議をしていただいた。それぞれの交渉過程で、その都度議会にその進捗状況を報告しており、議員の意見を無視したわけではないと考えている。

(3) 公共事業を進める際には、それぞれの土地取得等については十分説明をし、そしてその土地の評価なども御理解をいただきながら進めており、今回も認識の相違はない。

しかしながら、現在庁舎建設を進める上において、1・28倍という状況があることは事実であり、行政側で執行することは出来ないため、議会での議決をいただきたいと思います。

舎の一体的な土地利用という状況において、50年、60年の大きなプロジェクト事業として非常に大きな効果を生むと思っている。このことは、市民の理解もいただけると思っている。

(4) 新庁舎の場所の選定は総合計画の中で明確に記載していること、17年10月6日の合併協定書を遵守しなければならないこと。

さらに、一番大きな要因は、19年の都市計画法改正により、市街化調整区域に庁舎の建設ができないという状況があることなどから現庁舎の場所建てかえをしていくことを説明し、議会においても理解をいただいている。

また、3・11東日本大震災、あるいは現在の庁舎老朽化という問題から鑑み、早急に取り組むべき事業と